

豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、老人クラブ運営要領（別添1）に基づき活動を行っている老人クラブ及びそれを総括している老人クラブ連合会とする。この場合において、同要領2の（3）中「30人」とあるのは「15人」とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 単位老人クラブ

- ア 会員数15人～29人 @ 810円×年間活動延月数
- " 30人～39人 @ 1,620円×年間活動延月数
- " 40人～49人 @ 2,430円×年間活動延月数
- " 50人以上 @ 3,240円×年間活動延月数
- イ 1クラブ60人をこえる会員1人に対し年額970円

(2) 老人クラブ連合会

- ア @ 640円×単位老人クラブ年間延月数
- イ @ 70円×会員数
- ウ 特別加算 194,400円
- エ 大阪府老人クラブ連合会分担金
一般財団法人大阪府老人クラブ連合会分担金の徴収に関する規程第2条の規定による金額とする。

(補助金の交付の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする単位老人クラブは豊中市老人クラブ運営補助金交付申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、老人クラブ連合会は豊中市老人クラブ連合会運営補助金交付申込書（様式第2号）に必要書類を添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、内容を審査したうえ、交付決定通知書（様式第3号）を、交付決定した老人クラブ連合会に対しては、豊中市老人クラブ連合会運営補助金交付決定通知書（様式第4号）を、交付しないことに決定した単位老人クラブに対しては、豊中市老人クラブ運営補助金不交付決定通知書（様式第5号）を、交付しないことに決定した老人クラブ連合会に対しては、豊中市老人クラブ連合会運営補助金不交付決定通知書（様式第6号）をそれぞれ交付する。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる

部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

(消費税に係る報告)

第5条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が確定したときは、速やかに市長に報告すること。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の条件は、次のとおりとする。

- (1) 単位老人クラブの場合、この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する報償費、図書購入費、印刷製本費、備品購入費、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料のみに使用し、他に流用できない。
- (2) 豊中市老人クラブ連合会の場合、この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する運営助成費、報償費、図書購入費、印刷製本費、備品購入費、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに大阪府老人クラブ連合会分担金のみに使用し、他に流用できない。
- (3) 運営の基礎となる経費が会員の会費によってまかなわれているクラブであって、会費を払っている会員を補助金の対象とする。
- (4) 補助を受けた単位クラブ及び老人クラブ連合会は、運営補助金に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、年度終了後30日以内に運営補助金実績報告書(様式第7号及び8号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (5) 次に該当した場合は、直ちに市長に届出なければならない。
 - ア 会則を変更したとき。
 - イ 代表者を変更したとき。
 - ウ 予算又は活動計画を著しく変更したとき。

(戻入)

第7条 補助を受けた単位クラブ及び老人クラブ連合会は、交付を受けた運営補助金のうち執行しなかったものについては、市へ戻入するものとする。

(返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたほか、第5条に違反した場合は、既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

(別添1)

老人クラブ運営要領

1 目 的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組 織

- (1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
- (4) 老人クラブの会員の互選による代表者1人を置くとともに必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運 営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により自主的かつ民主的に行われるものとする。
- (2) 会員はクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。
- (3) 老人クラブは、自主組織として、運営の基本となる経費は、会員の会費によってまかなうことを基本とする。補助金・助成金などの公費と寄附金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正な執行を行うこととする。

4 活 動

- (1) 老人クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。
- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。
- (3) 収入を伴う事業活動は、老人クラブにふさわしい内容を選択して行う。

5 経 理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後、市町村が定める期間保管しておかなければならない。

(様式第1号)

年度豊中市老人クラブ運営補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長様

申込者 老人クラブ名 _____
代表者住所 豊中市 _____
代表者氏名 _____

豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

補助金の名称	豊中市老人クラブ運営補助金
補助金申込額	円

(添付書類)

1. 補助金にかかる予算書 (5年間 保存のこと)
2. 年間活動報告書 (")

(様式第2号)

年度豊中市老人クラブ連合会運営補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長様

申込者 団体名

所在地

豊中市

代表者名

豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

補助金の名称	豊中市老人クラブ連合会運営補助金
補助金申込額	円

(内 訳)

(添付書類)

1. 連合会会則 (5年間 保存のこと)
2. 代表者届 (//)
3. 年間活動計画書 (//)
4. 歳入歳出予算書 (//)
5. 単位クラブ会長名簿 (//)

(様式第3号)

第 号

豊中市老人クラブ運営補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市老人クラブ運営補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

- この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する諸経費のみに使用し、他に流用しないこと。
- 前項に違反した場合は、補助金を返還すること。
- 年度終了後30日以内に、活動実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出すること。

この補助金に関する帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

- 次に該当した場合は、直ちに市長に届出なければならない。
 - 会則を変更したとき。
 - 代表者を変更したとき。
 - 予算及び活動計画を著しく変更したとき。

豊中市老人クラブ連合会運営補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市老人クラブ連合会運営補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

- この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する諸経費のみに使用し、他に流用しないこと。
- 前項に違反した場合は、補助金を返還すること。
- 年度終了後30日以内に、活動実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出すること。

この補助金に関する帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

- 次に該当した場合は、直ちに市長に届出なければならない。
 - 会則を変更したとき。
 - 代表者を変更したとき。
 - 予算及び活動計画を著しく変更したとき。

(様式第5号)

第 号

豊中市老人クラブ運営補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で申込みのあった補助金については、次の理由で不交付と決定したので豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市老人クラブ運営補助金
交付申込額	円
不交付の理由	

(様式第6号)

第 号

豊中市老人クラブ連合会運営補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で申込みのあった補助金については、次の理由で不交付と決定したので豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市老人クラブ連合会運営補助金
交付申込額	円
不交付の理由	

(様式第7号)

年 月 日

豊中市長様

老人クラブ名 _____
代表者住所 _____
代表者名 _____

年度豊中市老人クラブ運営補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた豊中市老人クラブ運営補助事業にかかる実績を、豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第5条第4号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付決定額	円
執行済額	円
残 額	円
市への戻入額	円

(添付書類)

1. 老人クラブ運営補助金支出明細書 (5年間 保存のこと)
2. 領収証添付用紙 (")
3. 支払証書 (")
4. 老人クラブ活動実施状況及び事業費調書 (")

(様式第8号)

年 月 日

豊中市長様

団 体 名 _____
所 在 地 _____
代 表 者 名 _____

年度豊中市老人クラブ連合会運営補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた豊中市老人クラブ連合会運営補助事業にかかる実績を、豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱第5条第4号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付決定額	円
執行済額	円
残 額	円
市への戻入額	円

(添付書類)

1. 老人クラブ連合会活動実施状況及び事業費調書 (5年間 保存のこと)
2. 老人クラブ連合会運営補助金支出明細書 (")
3. 領収書添付用紙 (")
4. 運営補助金にかかる支払証書 (")